

平成 28 年 3 月 29 日

保育所保育指針に対する意見書

日本子ども・子育て支援センター連絡協議会

1. 保育所保育指針に盛り込むべき「子ども支援」に関する視点、

①第 1 章 総則 2 保育所の役割 (3) 「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。」を「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭および子どもの育ちに関する支援等を行う役割を担うものである。」とする。

② 保育所の役割 (4)、子どもの保育及び「子どもの保護者に対する保育に関する指導」を、「保護者に対する保育に関する指導および養育力を高める援助」とする。

理由：「保育に関する指導」では保育に関するという限定的な理解となる。子どもの育ちを家庭と協働して行えるよう援助している実態に即して「保護者に対する保育に関する指導および養育力を高める援助」に改める。

2. 「保護者に対する支援」に関して保育所保育指針に盛り込むべき事項

①第 6 章 「保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援」を「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭および子どもの育ちに関する支援等」を加える。

3. 「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」に加筆すべき視点

① 保育所は、子どもの育つ場だけでなく、保護者も、地域の人々も、保育士も共に育つ場であること

② 保育所は、保護者にとって、真の家庭基盤を形成し、真の社会人になる重要な人生の通過点であること

③ 保育所の保護者は、保育所の行事等を共同して行うことを通じて、保護者同士のつながりが生まれ、地域社会を担う一人の存在として、芽生える場であること。

4. 「地域における子育て支援」に加筆すべき視点、

① 地域における子育て支援、「その行う保育に支障がない限りにおいて」を削除し、さらに「地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること」を「地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うこと」に改める。

理由：保育所における保護者の支援は、「保育に支障がない限り」に付加的になされるものではなく、保育所の「**本来の業務**」として理解されるべきものである。保育所の持つ機能や特性および保育士の専門性を生かし、利用する保護者、利用しない保護者に対し、養育力を高める援助をすることが重要であり、事業実施に関しても「努める」を「行う」と改める。

② 「助言、紹介・情報の提供」について、子育ての保護者にとっては、それが反って、理解できずストレスとなるケースがある。場合によっては、経過観察、紹介等の提供機関との仲介乃至は同行し、問題解決の援助をする必要があることを明記する。

③ 子どもも保護者も、地域の自然、人とのつながり、伝統文化、生活文化等に積極的に触れ、社会の担い手として、育まれるよう働きかける。

④ 地域の子育ての拠点としての機能の「(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）」を「(ア) 子育て家庭への保育所機能の活用（子どもの存在、専門職を有する多様な人材、施設及び設備並びに園庭、体験保育、地域の人々のつながり、妊娠中からのマイ保育園登録を通じ、保育所の行事に参加等）」に修正する

⑤ 祖父母との同居・近居、並びに地域の方々の援助を受けることは、子育ての安定と子どもの育ちを育む環境として大切であることを明記すること。

4. 地域の関係機関と保育所の連携について

① 要保護児童への対応を「地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。」とされていることに加え、障害者差別解消法に基づく、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に、障害児の合理的配慮をすること。

② 妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援を図っていくことが重要であり、市町村や関係機関との連携及び協力を図りつつ、地域の子育て家庭を個別に支援するよう努めること。

理由：保育所等がおこなう子育て支援を広く「妊娠中の個別ケアが、出産後の不適切な養育等を予防する」ことと捉え、関係機関との連携と支援を促進すること。

④ 妊娠の届出並びに母子手帳の交付を子育て支援を行う保育所等で行うことができるよう市町村や関係機関との連携を図ることで、身近な保育所等が、個別の子育て支援を行う機関として、認識する機会とすること。

⑤ マタニティマークの活用として、保育所等が積極的に行なうことを推進すること。

5. 子ども支援を明記し推進すること

①子育て支援の考え方について — 残された課題・子ども支援 —

保育所における地域に向けた取り組みは、1987（昭和62）年「保育所機能強化費」、1989（平成元）年「保育所地域活動事業」等により始まった。以来、地域において各保育所の特色を生かした多様な子育て支援の取り組みを展開して、地域子育て支援の役割を担うことになった。

1993年には、地域の子育て家庭を対象とした支援を展開するための事業として、保育所地域子育てモデル事業が創設され、「保育に欠けない」未就園児童と保護者が支援の対象とされた。1994年のエンゼルプランにおいては、地域における最も身近な保育所にたいしてより一層の地域の子育て支援の役割を求められるようになった。

1999年改訂の保育所保育指針総則では、地域子育て支援という社会的役割を保育所が担う必要があることが明記され、保育所における在宅子育て家庭に向けての支援内容も示された。

2001年の児童福祉法改正において、保育士の業務に「保護者に対する保育の指導」が規定され、2008年改定の保育所保育指針には、保育所における地域の子育て家庭への事業内容が示された。

このように、保育所に関する地域子育て支援に係る政策は、保育所における保育機能の充実から、保育所が有する機能や資源の開放や提供、地域住民や当事者を含む地域資源との協働や連携による子育て環境の充実へと転換してきた。

更に、子育て支援が対象とするものが、政府の新「3本の矢」に、「夢を紡ぐ子育て支援」が含まれていることから判るように、待機児童の解消、学童保育所の充実、病児病後児保育などから、労働、教育、金融、経済、住宅等々と子育てにかかわるすべての分野を包含するものとなってきた。

子育て家庭から地域の子育て、さらには社会経済にわたる子ども子育てにやさしい社会の実現は必要な事でありさらなる充実のために推進される必要がある。

それらの中で、ただ一つだけ取り残された重要な支援がある。それは、子どもの育ちを支援することである。

②子どもの育ちの現状について

以下のデータは、人の生涯にわたる健康を左右する子ども期の生理的基盤が十分に育っていないことが問題であることを示している。

1) 文部科学省スポーツ青少年局長通知「学校保健安全法施行規則の一部改正について」において、「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することを規定すること」が通知された。(H26.4.30) これは埼玉県、宮崎県、島根県等において実施された運動器事前検診の結果をもとにその必要性が認知されたものである。

この通知により平成28年度から各学校で運動器の検査が実施されることとなっている運動器の発育不全の発生は。小中学校における問題であるばかりではなく、就学にいたる前の子ども達の発育状況に左右されているものと考えられる。

2) 全国10万人の子ども(0歳~13歳)を対象とした環境省の健康調査によると、3歳児の7%が睡眠不足であり、発育への悪影響が懸念されているという。子どもの就寝時刻について午後10時以降に寝ている子の割合が1歳児で13%、1歳6か月で16%、3歳児で29%であることが判明した。更に、2015年に全国5県、0歳から6歳1089人の乳幼児を対象とした日本食育口腔育成研究会による調査によると、自律起床できていない子どもが55%(別表1) 寝起きの悪い子が13.7%(別表2)となっており基本的な生活リズムに課題がある子どもの存在が認められる。乳幼児期からの慢性的な睡眠不足の状態は青少年の自殺、不登校、引きこもり等の遠因となることが危惧される。

3) 2012年に埼玉県内の小1から中2までの計349人を対象とした東京医科歯科大学の味覚の認識調査実施結果によると、各種の味を認識できない子どもが「酸味」21%、「塩味」14%、「甘味」6%、「苦み」6%となり、いずれかの味覚について認識することができない子どもは107人と全体の31%(複数の味覚について認識できない子どもも含む)という結果となっている。

偏食、食べられない、飲み込めない等の食の課題との関連が考えられる。

4) 2015年に全国5県、0歳から6歳1089人の乳幼児と対象とした日本食育口腔育成研究会によると毎日排便があるこの割合は51.8%であり、約半数は毎日の排便がない状態(別表3)であった。また、毎朝排便がある答えたものは28.1%であった。(別表4)

5) 同調査の歯の調査で発育空隙がなし27.4%、0.5mm以下31.1%、過蓋咬合(正常値を被蓋が下顎乳中切歯歯冠1/2を超えないものとした場合の被蓋が2分の一以上)の割合は41.2%という結果であった。(別表4、別表5)

③子どもの健康に育つ権利を擁護する観点

子どもの身体は成長発達の履歴書であると言われている。「適切な刺激によって機能が向上し、その機能を繰り返し刺激することによって構造が確立する」ものであり、前述の調査結果等から見ると現代の子育てにおいて適切な発達を促す子育てがなされにくくなっていることが推測される。乳幼児の様々な成長発達の課題は子ども自らが求めた結果ではなく、育てられた結果として子どもが一生の健康課題を背負うことになる。

そこで、全ての保育所、こども園、幼稚園が子どもの発達支援センターとして子どもが健康に育つための適切な方法に関しての支援する役割を担うことと、さらに子どもの健やかに育つ権利の擁護者として、子どもの側に立って積極的に子どもの育ちを支援していくことも求められている。

現在の子育て支援においては、必ずしも保育の専門性や技術、知識を必要としない事業の展開となってきたが、子どもの育ちの支援においては保育所の機能と特性を利用し、保育士の専門性を基盤とした新しい「子ども支援」の視点が必要となっている。

添 付 資 料

2014年、2015年、全国5県（千葉県、埼玉県、富山県、福岡県、熊本県）

0歳から6歳1089人の乳幼児を対象とした日本食育口腔育成研究会による調査結果より

別表1 自律起床する子どもの割合

		起床自立			合計
		自分で自然に起きる	目覚まし	家族が起こす	
年齢	1	度数 106	3	40	149
		年齢の％ 71.1%	2.0%	26.8%	100.0%
	2	度数 98	0	78	176
		年齢の％ 55.7%	0.0%	44.3%	100.0%
	3	度数 67	2	98	167
		年齢の％ 40.1%	1.2%	58.7%	100.0%
	4	度数 96	2	145	243
		年齢の％ 39.5%	0.8%	59.7%	100.0%
	5	度数 60	5	152	217
		年齢の％ 27.6%	2.3%	70.0%	100.0%
	6	度数 40	3	82	125
		年齢の％ 32.0%	2.4%	65.6%	100.0%
合計		度数 467	15	595	1077
		年齢の％ 43.4%	1.4%	55.2%	100.0%

別表2 寝起きの様子

		寝起き機嫌			合計
		良い	普通	悪い	
年齢	1	度数 84	58	6	148
		年齢の％ 56.8%	39.2%	4.1%	100.0%
	2	度数 94	69	18	181
		年齢の％ 51.9%	38.1%	9.9%	100.0%
	3	度数 64	78	28	170
		年齢の％ 37.6%	45.9%	16.5%	100.0%
	4	度数 92	120	35	247
		年齢の％ 37.2%	48.6%	14.2%	100.0%
	5	度数 80	96	41	217
		年齢の％ 36.9%	44.2%	18.9%	100.0%
	6	度数 49	56	21	126
		年齢の％ 38.9%	44.4%	16.7%	100.0%
合計		度数 463	477	149	1089
		年齢の％ 42.5%	43.8%	13.7%	100.0%

別表3 排便日数

		排便日数				合計
		毎日出る	週5日～6日	週3日～4日	週0日～2日	
年齢	1	度数 105	31	13	1	150
		年齢の％ 70.0%	20.7%	8.7%	0.7%	100.0%
	2	度数 98	50	29	5	182
		年齢の％ 53.8%	27.5%	15.9%	2.7%	100.0%
	3	度数 78	53	29	10	170
		年齢の％ 45.9%	31.2%	17.1%	5.9%	100.0%
	4	度数 118	76	48	5	247
		年齢の％ 47.8%	30.8%	19.4%	2.0%	100.0%
	5	度数 94	74	38	8	214
		年齢の％ 43.9%	34.6%	17.8%	3.7%	100.0%
	6	度数 71	36	16	3	126
		年齢の％ 56.3%	28.6%	12.7%	2.4%	100.0%
合計		度数 564	320	173	32	1089
		年齢の％ 51.8%	29.4%	15.9%	2.9%	100.0%

別表4 排便の時間

		排便時間				合計
		朝	昼	夜	決まっていな い	
年齢 1	度数	68	9	27	39	143
	年齢の%	47.6%	6.3%	18.9%	27.3%	100.0%
2	度数	45	4	68	53	170
	年齢の%	26.5%	2.4%	40.0%	31.2%	100.0%
3	度数	32	5	73	53	163
	年齢の%	19.6%	3.1%	44.8%	32.5%	100.0%
4	度数	54	15	86	84	239
	年齢の%	22.6%	6.3%	36.0%	35.1%	100.0%
5	度数	57	14	54	82	207
	年齢の%	27.5%	6.8%	26.1%	39.6%	100.0%
6	度数	38	10	37	38	123
	年齢の%	30.9%	8.1%	30.1%	30.9%	100.0%
合計	度数	294	57	345	349	1045
	年齢の%	28.1%	5.5%	33.0%	33.4%	100.0%

別表5 発育空隙の調査

発育空隙
上顎

発育空隙上顎		度数	パーセント	有効パーセント
有効数	なし	89	19.9	27.4
	0.5mm以下	101	22.6	31.1
	0.5~1mm	76	17.0	23.4
	1~2mm	59	13.2	18.2
	合計	325	72.7	100.0
欠損値	測定不可・不明	10	2.2	
	生え変わりによる測定不可	10	2.2	
	欠席	95	21.3	
	印象なし	7	1.6	
	合計	122	27.3	
合計		447	100.0	

発育空隙
下顎

発育空隙下顎		度数	パーセント	有効パーセント
有効数	なし	123	27.5	40.9
	0.5mm以下	77	17.2	25.6
	0.5~1mm	56	12.5	18.6
	1~2mm	45	10.1	15.0
	合計	301	67.3	100.0
欠損値	測定不可・不明	7	1.6	
	生え変わりによる測定不可	28	6.3	
	欠席	95	21.3	
	印象なし	16	3.6	
	合計	146	32.7	
合計		447	100.0	

別表6 過蓋咬合の増加

		度数	パーセント	有効パーセント
有効数	開咬	20	4.5	6.4
	切端咬合	75	16.8	24.0
	被蓋 1/2 未満	89	19.9	28.4
	1/2 以上	84	18.8	26.8
	1 以上	45	10.1	14.4
	合計	313	70.0	100.0
欠損値	測定不可・不明	38	8.5	
	欠席	96	21.5	
	合計	134	30.0	
合計		447	100.0	

正常：被蓋が下顎乳中切歯歯冠の 1/2を超えないもの

(小野大地氏 H25年8月調査)

平成 28 年 3 月 29 日

保育所保育指針に対する意見書(2)

日本子ども・子育て支援センター連絡協議会
理事 富津市 和光保育園園長 鈴木 眞 廣

1. 人間はどこへ行くのか？

近年の技術革新はめまぐるしく、今日の学びや経験がそのままでは明日に役立たないほど、社会の変化はますますスピードを増し、価値観・世界観も消費するが如くに変異変容しています。人口は都市に集中し（郡部は人口流失に悩み）、人間の英知はますます巨大化して、戦後の都市化／近代化は無機質で画一的な人工空間を都会に創り上げました。それらは機能的であり、利便性に富んだものでしたが、私たちのこの身体を育ててきた自然のしくみ／宇宙のしくみ（外なる自然=環境）と、身体に内包された「内なる自然」との対話がしにくくなってきた現実や、環境と身体の関係がずれを起し始めていることを、花粉症や食物アレルギーなどのストレスシグナルとして警鐘を鳴らしています。これらの傾向は都市部に限ったことではなく、自然を豊かに残している郡部にあっても同じで、子どもたちは室内に閉じこもり、自然との対話のチャンネルが痩せてしまっています。

高度経済成長時代の価値観は、お金にならないものを切り捨ててきました。例えば「空き地」は遊んでいる土地として、空き地であることに価値を見出して来ませんでした。こうした時代社会に生きる私たちは、変わらざるを得ないものにつきあっていかなければなりません。一方で変わることなく「守り続けなければならないもの」があります。人工物に囲われ、自然から離れてきてしまったことの危機を敏感に感じ取って、自然回帰し始めた人たちが近年少しずつ現れてきていることは、これからの人間のありようへの示唆となっているように思うのです。

人間は、生きていくために必要な道具を、自らの身体の内にも備えるのではなく、身体の外に作ってきました。その道具や機械、そして人工知能の開発によって、人間がやれる世界はこれからもまだまだ広がっていくはずですが。そうした社会は、人間を幸福にしていけるのでしょうか？

今日の社会にあって、もはや、コンピュータシステム無くして社会は動いていけなくなり、その恩恵は計り知れません。しかし、そのシステムもいったんダウンしてしまうと、銀行は業務が停止し、つい先日の某飛行機会社は、飛行機の運行が止まって、多くの方は足止目に遭いました。ハーバード大学の研究知見によれば、人工知能が人間にとって代わり、10年後には現在ある仕事の内 702 の仕事がなくなるとしています。

人間は、人間として、どのような存在感／所属観、あるいは生きている手応えを実感できるのでしょうか？ 物も人も消費の対象にされているのが現在の経済であり、そこからはなかなか、自らが主体となって必要なものを創り出すというムーブメントが起こってきません。こうした閉塞感から抜け出すために、恐らくこれからは、「人間らしく生きるとはどういう

ことか？」という哲学的な問の答えを探ることが重要になってくるはずですが、いやそうしないと、もう人間の存在自体が危なくなってしまう。いや、もう既にそうした兆候は、現代社会の病理として、日本中に広がってしまっている実感があります。しかし、人間は変えていける力をもっている、そういう力の可能性を信じています。

2. 子どもが子どもとして、命を輝かして生きることが重要

子どもは純粹で無垢でかわいけれど、衝動的・刹那的で抑えの効かない、何をしでかすかわからない得体のしれない存在。子どもは未熟で幼い存在。だから教え導かないと、正しく伸びない。こうした子ども観は、**子どもに不信感を持った向き合い方**です。

一方で、子どもは親から引き継いだ、生きる力を内包して、自ら育とうとしている、自らを変えて育てようとしている存在とみる子ども観は、**子どもに信頼を寄せた向き合い方**です。

この子ども観の違いは保育のありようを決定づけます。保育所保育指針が描き出す保育観は、子どもの育つ力に信頼を置いて、保育者はその育とうとする力を援助するとした後者に立っていて、これは世界の保育の潮流と一致するものです。

「子どもの最善の利益」という言葉が指針にも出てきますが、最善の捉え方もまちまちです。裕福な家か貧しい家か、平和な国か戦時下にある国か、障碍の有無や男女の違い、子どもか大人か等の違いを越えて、等しく平等に授かったのは「命」です。与えられた環境の違いはあっても、与えられた条件の中で、一人一人の命が輝いて生きられるように支えるのが、先に生まれた大人の役割です。**基本的な生活習慣**という文言も指針の中に出てきますが、それは食事や排せつ睡眠等の生活習慣を身に付けるという狭義のとらえ方だけでなく、人間としてどう向き合うかという思想や態度まで含んでいなければなりません。それは民主主義の思想であり、決して他者の権利を侵さない、他者からは守られなければならない人権思想も包含する生活態度や人間と人間の向き合い方であり、これらを保障することが**最善の利益**とならなければなりません。

3. 「保育観のとらえ直し」の困難さ

平成 11 年の第 2 次改訂の保育所保育指針は、子どもを学び・育つ主体として位置づけました。それは、そもそもの保育原理からすれば当たり前のことです。しかし、「子どもの主体性」へのとらえ方の誤解や不十分な理解から、現場には混乱が生じたり、付いていけなかった現実があったのではないのでしょうか。そこで、前回の平成 20 年の改訂では、指針が告示化されたという大きな変化もあったからか、地方の指導的立場の人をブロック毎に集めて指導者研修をし、講義の内容は動画にも収められて、全国の基礎自治体にまで配布され、理解に向けたきめ細かな流布に努められた経緯があったと思います。

しかし、にもかかわらず、学校教育のスタイルをモデルとした保育観から保育現場はなかなかぬけだせていません。教育は保育者（教育者）から一方的に与えられるものだという観念が未だにあり、教育する者と学ぶ者がはっきり分かれてしまっていて、先生が教えることを主としています（そのモデルも、明治以来たかだか 150 年程の歴史であり、明治から昭和期の富国強兵や高度経済推進には大きな力には成れた）。その原因を探れば、恐らく保育

者自らが長年受けてきた、どこかの誰かが世界に付けた意味を、子どもが覚えるというお授け記憶型の教育スタイルが身に染みてしまっていることが大きいのではないのでしょうか。自分が経験していないことをすることほど難しいことはありませんが、そこにあえてチャレンジしていかなければ、今度の改訂でも変わりません。

4. 新指針の要

今時代は、混乱期にあります。それは、新たな時代へ切り替えていく時期が到来していることでもあります。そのキーワードの一つは、「人間が大事にされる社会」の真の実現にあるのではないのでしょうか。経済の本来は、人間を幸せにするためのものであったはずですが、経済が目的になり、経済活動のために人間が消費されて、格差社会や子どもの貧困も生み出してしまっています。「人間が大事にされる社会」を実現していくことは、持続可能な社会をつくりだしていくことと重なります。

こうした時代社会にあって、**新保育指針の要は、新しい育ち観／保育観**（教育観／学びのとらえ直し=これまでの指針の立場から言えば新しくはないのだが）であり、その**可視化（わかりやすさ）と共有化**にあります。しかし、平成20年度の改訂では、前述したように、指針策定委員による直接伝達講習をもってしても伝えきれなかった課題があり、さらには今、小規模保育や家庭的保育／企業内保育と保育形態も多様に広がり、株式会社の参入など保育主体も多様化する中、新しい育ち観／保育観の可視化／浸透理解化／共有化は必要かつ重要な課題です。

5. 人類が戦略としてとってきた「群れ」の支え合い文化（保護者支援のベースとなるもの）

動物行動学者の日高敏隆さんによると、私たち人間の祖先は、洞窟のようなところで共同生活していたようです。男性は、群れの力を活かして狩りに出かける。1週間とか長い時にはひと月くらいの旅をする。女性は10人も子どもを産むので、適齢期になれば出産と育児から離れられない。住居からも離れられない。そこで近くの木の実や食べられそうな葉、根っこを見つけながら、子育てを、食を、留守を、群れで守り支え合った。食にありつけた人とそうでない人が出来ると争いになるので、ここでも群れを維持する力が働いて、公平に分け与える文化が育って、子育ても引き取り合ったのです。そのようにしてずっと群れの中で生命を生み、守り育ててきたのです。群れの中では、ぶつかる事もしばしばあっただろうけれど、それぞれの想いの違いに付き合いながら、折り合いをつけていく。そういうことを、人間の場合は何万年もかけて培ってきたのでした。

お母さんの育児不安の原因を解明した最新の科学が、NHKスペシャルで報告されました。妊娠中のお母さんの体内では、胎児を育むために「エストロゲン」が増加するのだそうです。エストロゲンは、妊娠や胎児の成長を促す女性ホルモンです。ところが、出産を境にこのホルモンは急激に減少してしまうことが分かってきました。それは、出産や授乳のために、子宮やおっぱいを収縮させなければならず、そのためにはホルモン減少が必要であり、また次の妊娠がすぐ出来るように、自分の子どもに執着することなく仲間に子どもを預けて、コミ

ユニティで子どもを預けて育て合う関係を創り出してきたのだけれど、それもホルモン減少がそうさせていたということでした。しかし、その人類を存続するために用意されたホルモン減少という生理的仕組みが、孤立化して、責任を全部自分で引き受けなければならない現代の母親の育児に、より深い孤独感や不安感を生じさせてしまっていることが見えてきたのです。

6. 子育て支援の場としての新しい「群れ」を創り出す必要性

子育ての第1義的責任は、もちろん親にあるのですが、人類がたどってきた歴史をみれば、子育てが孤立化してしまったことに、大きな問題があります。故に、子育ても「社会化」に向けた取り組みが国の施策として行われるようになりました。しかし、ここで考えなければならないことは、子育ての支援をする人/される人と、関係が役割で分けられてしまうことにあります。前述したことで言えば、学ぶ者と教育する者がはっきり分けられてしまっているのと同じ構造です。加えて、保育がサービスという言葉で語られるようになったことで、サービスの提供者と受給者という関係で分けられる傾向がいつそう強まったのではないのでしょうか。

すると親は、子育てというサービスの買い手となり、買った分をサービスの提供者に委ねてしまう、あるいは専門家に委ねる方が素人より良い子育てができるという考えさえも生まれてきます。親は子どもと関わることを通して親として育ちます。逆の言い方をすれば、子どもと関わることなしに親にはなれない、親として育つことが出来ないのです。

保育園に子どもを預ける親は、仕事や介護等の理由から、預ける必要があつて預けるわけですが、前述したように、専門家に委ねて終わる子育てでは、親が育つ機会を逃してしまうことになるのです。「家庭養育の代替／補完」から始まった保育指針の保育所の役割・機能ですが、「家庭との連携／共同」で、親も参加した子育ての支え合い集団という「新たな群れ」を、保育園から生み直していくことが、今の時代社会に必要であり、これは人類の戦略にも叶っているのです。本当は、このような群れが大小さまざまに、地域の中になくてもはなりません、残念ながら今は保育園の中からリプロダクトしていく、まずはそこから始めて、少しずつ世間を感染させていくことが、最も有効なように思うのです。

7. 家庭との連携／共同の条件

専門家任せにしない親、あるいは専門家として引き取って終えてしまうサービス保育をする保育者にならないためには、**子どもが自ら育とうとしている姿、変わろうとしている姿を語り合い／分かち合う関係を創り出す**ことが重要です。共に語り／分かち合うことで、子どもの育つ力を確かめ合い、どう向き合うことが子どもの命が輝ける支えや応援になるかを共に考えていく。そのような子どもが育つ手応えを語り合う関係の中に、親が親として育っていく道筋（保育者も育っていく）があり、そのような関係が周囲に感染していくことで、私の子どもから私の子どもたちへ、私たちの子どもたちへの意識を高めていくことにつながっていきます。そのためには、**保育者の専門性**が求められますが、ここで必要な専門性は、子どもの表現から子どもの内に起こっている情動を読み取り、解釈する力、意味付けて語れる

力が重要になってきます。広島や長崎や沖縄に平和の語り部が、地方に民話の語り部がいるように、保育者は「子どもの育ちの語り部」にならなくてはなりません。それは、何々がうまくできたとか、ちゃんとやれたという結果評価の視点ではなく、試行錯誤のプロセスの中にある学びや育ち、心の動き（の変化）を少しでも分かろうと向き合い、対話する保育者であり、同僚スタッフとの語り合い／分かち合いを通して、より多面的に、あるいは深く子どもを理解して、向き合う、そしてまた語り合う。そういう向き合い方、保育者のまなざし（行動モデル）に触れ、その中に親が混ざることができて、いつの間にか親自身もなじんで、一緒に子どもと対話出来る親と成っていく（親の価値観で子どもを振り回したり、おしついたりしない）、そういう場を創り出していくということです。

虐待や貧困など、直接対処が必要な家族もあり、専門的支援がそこでは重要ですが、保育園の中に、子どもも大人も一人一人が受け止められ、認められる。一人一人の持ち味に出番があって、あてにされて、所属観や貢献感／手応え観のある「群れ」が子育ての身近にあることが、今の時代だからこそとても重要です。そして、今は精いっぱいでも何もできなくて、支えてもらうことしかできない子育て家庭であっても、その健全さの中にいられることで、なんとかやり過ごすことができたというような、「居ていい場」「居られる場」として、専門家だけで支えない、当事者も混ざって連携／協働／共同の「群れの子育て」が存在することが今の時代とても意味のあることであり、すべての保育園がそういう「育ちあいの場」になっていけたらと思うのです。

このように、これからの保育園は、保育プラス子育て支援ではなく、活動そのものが子育て支援（子どもも親も保育者も育ち合う保育）なのだという保育の創造に向かっていく必要があります。

8. 保育園に子育て支援センターがあることの価値

子育ての仲間と出会う、あるいは地域のいろんな場面で、声をかけてもらえたり、関心を向けてもらえる。そういう支え合う／育て合う関係が日常の暮らしの中に多様にあることが大事です。でも、その中で保育園に併設された子育て支援センターは、子育てのモデルがすぐそこにあり、その中に親子で身を置けることに大きなメリットがあります。保育園では子どもが群れて生活していますが、自分の子どもと同年齢の子どもが元気に遊んでいる姿（家庭では出来ない遊びや、親子・あるいは一人遊びではできないような子ども同士の遊び）が見られて、親も子も子どもの逞しさや、子どもが子どもらしく遊び、生活している姿に出会えます。雨の日に傘やカッパを着て、外に出ていく姿に最初は驚くお母さんですが、そこに雨の日の過ごし方を発見します。年長さんが小さい子が泣いているのをみつけて、話を聴いてくれたり、慰めてくれたり、気持ちを切り替えてくれるのを見て、我が子も何年かしたら、あのように成長するんだと、そこに希望を見出したり、成長に見通しが持てるようになっていきます。小さい子が、大きい子のしていることに格好よさを見つけて、自分もそう成りたいと自らを育てようとしている姿にも出会えます。7.に書いたように、親が親として育っていく育ちの場が保育園にあります。

そういう群れの中に、家庭育児をしている人も混ざることができて、見て知り、一緒に居

て感じ取れたり、声をかけてもらったり、話題にまぜてもらったりが出来て、いつのまにか群れの一員として、子どもからも、他の親からも、保育者からも、〇〇ちゃんのお母さん・お父さんではなく、固有の名前で呼び合う関係が育っていくことができるのです。

これからの保育園の理念を書き並べたものになりました。今回は保護者に対する支援についての意見ということでしたが、**保護者支援を考えた時の胆となるのは、本文中にも書きましたが、保護者（親）は、子どもと関わることなしに親として育つことができないという事実です。**もちろん、親は昼間の時間は子どもと関わることはできないのですが、だからこそ子どもの育つ姿から意味を見つけ、解釈を加えて、保護者に物語っていく、伝えていくことが必要になります。物語れることで、親は子が今を生き、育つ場に居合わせる事が出来るのです。

イタリアのレッジョ・エミリア市では、週 36 時間労働のうち、30 時間を子どもと向き合い、残りの 6 時間の内 2 時間半を記録やその整理に使い、3 時間半は、同僚との語り合いの時間に当てています。日本の今の現状では、とても叶うことではありませんが、そういう労働環境が背景として保障されていることが重要だということです。でも、あこがれてばかりではいけないので、日本の条件下にあっても、何とか工夫（無理もして）記録をとり、伝える工夫に取り組み、保護者との関係づくりを進めている園がずいぶんと出てきています。現場は頑張っています。

話が横道にそれましたが、そうして子どもの育ちをエピソードとして拾い、語り伝えることで、保護者と子どもを話題にした、「語り合いの場」が生まれてくるのです。保護者も子どもと共に今を生きられるのです。そのために大事なことは、子どもが生きる主体者として輝いていることです。大人の言うとおりにできた／動けたというのではなく、子どもの声を聴いて、子どもが何をしようとしているのか、何を考えているのだろうか、表に出て来る声だけでなく、声として出てこない心の声と対話して、子どもが今という時間を懸命に生きていること、まじめに物事を考えていること、何が自分や周囲の仲間にとって望ましいことなのかがわかっている、考えていることなどを語ることで、保護者は子どもという存在の魅力を知り、惹き付けられ、語り合いの輪に入ってきたくなってしまおうということです。専門家による専門家にしかできないような指導の物語は、ますます専門家に委ねてしまうことになって、親の出番を無くし、親が育つチャンスも減り、連携・共同の関係を創っていくことを困難にしまいます。

保育園の保育者は、保育士という資格を必要条件としていますが、この資格を持った人の集まりというのは、人柄的には偏った集団です。子どもが好き、世話好き、安い給料でもこの仕事が好きなどの人たちが構成されています。ですので、この人柄集団で伝えられることには、ある意味偏りがあるのです。そこで、本来ならば、保育士資格を持った人以外の人も織り交ぜる必要があるのですが、それは資格要件を緩和して、今ある専門性を薄めてよいというのではなく、さらなる充実のために加えて欲しいという願いです。しかしながら、現状では、それはなかなか叶えられません。そこで身近にいる親に、出番を創り出すと、**親も含めたチームで子育てをする**価値や意義が見えてきます。親も、常に支えられる側にいるので

はなく、支える側にも入ってきて、一緒に子育てをし合うのです。

教育観や学び観のとらえ直しの必要性にも触れました。保護者が子どもという存在に改めて逞しさを感じ取り、育つ力、伸びる力を確かなものとして備えて、自らを育てようとしている（自己教育力）。その事実を知ること、子どもが好きになる、子どものとりこになっていくことに、子育てを心棒にした「群れ」社会を創っていく鍵があると思うのです。そのためにも、育ち観のとらえ直し、教育観のとらえ直し、学び観のとらえ直しを、可視化／共有化して、実践に移し替えていく必要があるのです。価値のとらえ直しと、実践の裏打ちをする。それが出来るようになれば、少子化傾向にも変化が生まれて来るのではと思っています。しかし、過去の改訂時の経験からも、伝える、理解してもらう、実践に移してもらうことの難しさがついてまわり、一番のハードルになっています。

石川県で取り組まれている「マイ保育園」は、出産前から身近な保育園とつながり、混ぜてもらっての安心、一緒に居られることの安心、頼りになる安心の中に居られるということだと思いますが、日本の全ての保育園が信頼される存在になっていかなければなりません。7.でも書きましたが、保育に子育て支援という別ものを付加していくのではなく、**保育の活動そのものが子育て支援、つまり子どもも親も保育者も育ち合う関係の場となる保育を創り出す**ということであり、保育観／保育園観のとらえ直しでもあるのです。もちろん教育もそこにはありますが、ここでいう教育は、新しい教育観としてとらえたものです。

最後に、年齢区分に少しだけ触れます。これは私見ですが、3歳未満と以上児というくくり方になっていますが、4歳未満と4才～8才というくくりが、発達の実際に見合っていると思っています。4歳未満としたのは、発達に個人差はあるものの、3歳児はまだ保育者の行動にひきづられる傾向があり、主体性を援助する関わり合い方の質が違うように思うのです。3歳までは2歳の延長としてあると思います。4歳から8歳としたのは、8歳（小学校2年）までは、発達の的にも幼年期としてとらえるからです。小学校の低学年の2年生までは生活科を中心とした共同的学びを主題として、保育園／幼稚園の学びの延長としてとらえる。そして、学校という教育環境（こちらでも教育改革としてアクティブラーニングの導入で変わろうとしている）に徐々になじんでいくことが、接続としては緩やかで切れ目がなくて良いだけでなく、発達に即していると考えます。本当は、学校のありようも、変わっていく必要を考えていますが、ここでは触れないことにします。

以上が、私たちがヒヤリング資料で述べる意見の裏打ちとしてとらえている理念です。長文になってしまいましたが、どうか委員の先生方には、お目通し願ひ、指針の理念にも反映して下さることを期待いたします。

文責 千葉県富津市 社会福祉法人
わこう村 和光保育園 鈴木眞廣